

○弘前大学COC推進本部規程

(平成26年11月21日規程第78号)

改正 平成28年3月18日規程第133号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人弘前大学管理運営規則（平成16年規則第1号）第106条の2第2項の規定に基づき、COC推進本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、本学における地域活性化の中核的拠点としての機能強化を図るため、地（知）の拠点整備事業（以下「COC事業」という。）及び地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（以下「COC+事業」という。）を総括し、当該事業を通じて地域を志向した大学改革を強力に推進することを目的とする。

(業務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、COC事業及びCOC+事業（以下「COC事業等」という。）に関する基本方針を決定するとともに、当該事業を総括する。

(組織)

第4条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 各学部長及び研究科長
- (4) 学長が指名する副理事
- (5) その他学長が必要と認めた者

(本部長及び副本部長)

第5条 本部に、本部長を置き、学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

3 本部に、副本部長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第6条 本部に、第3条に掲げる業務に関する事項を審議するため、COC推進本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部長は、本部会議を主宰し、その議長となる。

3 会議は、委員の過半数をもって成立する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(推進協議会)

第8条 本部に、COC事業の実施に関する各種提言を行うとともにCOC事業における成果等について評価を行うため、青森地域COC推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

2 推進協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第9条 本部に、COC事業に関して第三者による客観的な評価を行うため、COC外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(COC推進室)

第10条 本部に、COC事業等の実施及び連絡調整その他事業に必要な業務を行うため、COC推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 推進室の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 本部の庶務は、事務局関係各課等の協力を得て、参事役（COC担当）において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規程第133号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。